様式第21（第11条関係）（平５通産令75・平７通産令57・平８通産令79・平10通産令87・平11通産令14・一部改正、平11通産令132・旧様式第32繰上・一部改正、平12通産令357・平15経産令72・平16経産令28・平19経産令14・平23経産令72・平27経産令７・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

【書類名】　実用新案登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【実用新案登録番号】

【請求項の数】

【実用新案権者】

　【氏名又は名称】

【納付者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

【登録料の表示】

　【予納台帳番号】

　【納付金額】

〔備考〕

１　実用新案法第33条の２第１項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」（備考２に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の２第１項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記録する。

２　実用新案法施行規則第21条第２項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

３　その他は、様式第９の備考１、２、５、６、８、11及び26、様式第13の備考２、様式第19の備考２から４まで並びに様式第20の備考１と同様とする。この場合において様式第19の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、備考４中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。